

○所得の算定方法

夫婦それぞれについて計算し、合算してください。

| | 夫 | 妻 |
|----------------------------------|--------|--------|
| A 所得額（※1） | | |
| B 控除額 計（下記控除の合計額） | | |
| 児童手当施行令第3条第1項の控除額 | 80,000 | 80,000 |
| 雑損控除額 （実際に控除された額を記載） | | |
| 医療費控除額 （実際に控除された額を記載） | | |
| 小規模企業共済等掛金控除額 （実際に控除された額を記載） | | |
| 障害者控除額（普通） 270,000円×該当者数 | | |
| 障害者控除額（特別） 400,000円×該当者数 | | |
| 寡婦控除（普通） 該当する場合270,000円 | | |
| 寡婦控除（特別） 該当する場合350,000円 | | |
| 寡夫控除 該当する場合270,000円 | | |
| 勤労学生控除 該当する場合270,000円 | | |
| C 基準所得額（A-B） （計算額がマイナスの場合は0円） | | |
| Cの夫婦合計額（730万円未満が該当） | | |

※1 前年所得の合計金額（自治体によって表記が異なります。「課税標準」の欄の総所得ではありませんのでご注意ください。）

源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」にあたります。